

平成26年度

第2回 第2期県立高校将来構想検討協議会

期 日 平成26年9月2日（火）
午後3時～午後5時

会 場 県庁4階 共用第3会議室

山口県教育委員会

日 程

1 開会行事

○会長挨拶

2 協議

○今後の県立高校の在り方について

(1) めざすべき県立高校像

(2) 教育活動の充実

(3) 教育環境の充実

3 諸連絡

4 閉会行事

1 開会行事

- 会長挨拶

2 協議

- 今後の県立高校の在り方について
 - (1) めざすべき県立高校像

- (2) 教育活動の充実

(3) 教育環境の充実

4 諸連絡

5 閉会行事

第2期県立高校将来構想検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県高校教育の将来構想の策定に当たり検討協議を行うため、「第2期県立高校将来構想検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、将来構想の検討に当たり、概ね次の事項について協議する。

- (1) 現行県立高校将来構想の検証に関する事
- (2) 今後の県立高校の在り方に関する事
- (3) 特色ある学校づくりの推進に関する事
- (4) 学校・学科の再編整備の推進に関する事
- (5) その他、高校教育等に関する重要事項

(委員の構成及び任期)

第3条 協議会の委員は16名程度とし、教育長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、協議会の設置期間とし、委員に欠員を生じた場合は、教育長が後任者を委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は当該部会に属する委員の中から会長が指名する。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に意見を聴くための会を開くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育庁高校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。

第 2 期県立高校将来構想検討協議会委員

	氏 名	役 職 名 等
会 長	古賀 和利	国立大学法人山口大学理事・副学長
副会長	小野 英輔	サマンサジャパン株式会社代表取締役会長&CEO
委 員	岩城 精二	山口県都市教育長会会長 山口市教育委員会教育長
委 員	小川 二伸	山口県中学校長会会長 下関市立日新中学校長
委 員	奥野 忠	山口県立山口農業高等学校長
委 員	尾崎 龍彦	山口県町教育長会会長 田布施町教育委員会教育長
委 員	倉田 伸治	山口県公立高等学校長会副会長 山口県立柳井高等学校長
委 員	品川 豊勝	山口県立萩商工高等学校長
委 員	田中マキ子	公立大学法人山口県立大学大学院健康福祉学研究科科長
委 員	常森 慶子	海水化学工業株式会社マネジメントセクション経営企画室室長
委 員	寺本 隆宏	山口県公立高等学校PTA連合会会長 山口県立岩国高等学校PTA会長
委 員	中磯 和子	山口県PTA連合会前副会長 山口県立高森高等学校PTA会長
委 員	林 俊作	山口県PTA連合会会長 下関市日新中学校PTA会長
委 員	伴 浩一	山口県公立高等学校長会会長 山口県立山口高等学校長
委 員	山本 晃久	山口県小学校長会会長 山口市立大殿小学校長
委 員	山本 伸雄	山口県農業協同組合中央会会長

事務局

	氏 名	役 職 名 等
	原田 尚	山口県教育庁教育次長
	小西 哲也	〃 教育次長
	廣川 晋	〃 審議監
	嘉村 靖	〃 教育政策課長
	首藤 裕司	〃 教職員課長
	清時 崇文	〃 義務教育課長
	栗林 正和	〃 高校教育課長
	藤村 恭久	〃 社会教育・文化財課長
	高原 透	〃 人権教育課長
	御神本 実	〃 学校安全・体育課長